

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、職員の給与に関する条例（昭和 26 年名古屋市条例第 5 号）及び関係規程の改正について、次のとおり勧告する。

1 給料表等

本市職員の給与が民間の給与を 12,920 円（3.13%）下回ることから、当該較差を解消するよう、以下の改定を行うこと。

(1) 給料表

人事院の勧告を踏まえたうえで本市の実情に適合するように行政職給料表の引上げを行うこと。その他の給料表についても、行政職給料表を参考に引上げを行うこと。

(2) 住居手当

住居手当については、別紙第 1 3(3)イで報告した内容を考慮して引上げを行うこと。

2 期末手当及び勤勉手当

市内民間事業所における支給状況等を考慮して、令和 8 年度以降の年間支給割合を 0.05 月分引き上げ、4.70 月分とすること。なお、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分すること。令和 8 年度は、12 月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和 9 年度以降は、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が 6 月期及び 12 月期で均等になるように配分すること。

3 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院の勧告を考慮して引上

げを行うこと。

4 実施時期

この改定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、2 についてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。